

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
対馬市	西津屋地区(西津屋集落)	2年 12月18日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	12.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7.8ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	3.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.3ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考) 中間管理機構利用面積 0ha(更新時時点)	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

地区内の農業では高齢化が進み、後継者・担い手がない状況であり、農地バンクを活用した集積も進んでいない。また、地区外からの担い手もなく、農地の維持管理が困難になっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

西津屋集落の農地利用は、地元の農家のみで行っているが、高齢化が進んでいるため、現在耕作している農家から新たな地区外の担い手に順次引き継ぎ、農地中間管理事業を活用し、農地の集約化に努める。

地区内での認定農業者等の育成は難しいため、地区外から担い手の受入れ、また組織的な活動を促進することにより、農地の有効利用を図る。

中心経営体の経営の安定のため、施設の整備や機械器具の導入を促進する。

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。